日立市原子力災害広域避難計画

令和6年3月 日 立 市

日立市原子力災害広域避難計画 目次

第1章	総 則	
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	対象となる原子力施設	1
第2章 原	亰子力災害対策の基本的な事項	
第1節	原子力災害に対応するための防護措置	3
	避難及び一時移転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	屋内退避安定ヨウ素剤の服用	
	避難退域時検査及び簡易除染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	飲食物の摂取制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲(PAZとUPZ)	
	原子力災害対策重点区域(PAZとUPZ)の防護措置について	
	東海第二発電所における原子力災害対策重点区域	
第3節	防護措置の実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2	緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)放射性物質の放出後における防護措置の実施を判断する基準(OIL)	
3.	防護措置を判断するための緊急時モニタリング	
第4節	事故発生から広域避難までの流れ	. 11
	5 km 圏内(PAZ)の住民等の行動の流れ	
	30km 圏内(UPZ)の住民等の行動の流れ	. 13
Ar 1		
第3草 1	主民等の広域避難	
第1節	広域避難における市の方針	
第1節 1.	広域避難における市の方針	. 15
第 1 節 1 . 2 .	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難	. 15 . 16
第1節 1. 2. 3.	広域避難における市の方針	. 15 . 16 . 16
第1節 1. 2. 3.	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応	. 15 . 16 . 16 . 17
第1節 1. 2. 3. 4.	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備	. 15 . 16 . 16 . 17
第 1 節 1. 2. 3. 4. 第 2 節	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18
第 1 節 1. 2. 3. 4. 第 2 節 第 3 節 第 4 節 1.	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20
第 1 節 1. 2. 3. 4. 第 2 節 第 3 節 第 4 節 1. 2.	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 3 0 km圏内(UPZ)における避難方法	. 15 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21
第 1 節 1. 2. 3. 4. 第 3 節 第 4 節 第 1. 2. 3.	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法 3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27
第 1 節 1. 2. 3. 4. 第 3 節 第 4 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法 30km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33
第 1 節 1 . 2 . 3 . 4 . 第 第 第 第 1 . 2 . 3 . 第 5 1 .	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法 30km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路 避難経路	. 15 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34
第 1 節 1 . 2 . 3 . 4 . 第 第 第 第 1 . 2 . 3 . 第 5 1 .	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法 30km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路	. 15 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34 . 35
第 1 5 1 . 2 . 3 . 4 . 第 第 第 第 第 1 . 2 . 3 . 第 1 . 2 . 3 . 第 1 . 2	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法 30km圏内(PAZ)における避難方法 30km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路 避難先市町村までの避難経路 広域避難を円滑に進めるための取組	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34 . 34 . 35
第 1 1 2 3 4 節 節 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び30 km圏内(UPZ)における避難方法 5 km圏内(PAZ)における避難方法 30 km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路 避難発路 避難発路 避難を円滑に進めるための取組 地区別の一時集合場所及び避難中継所	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34 . 34 . 35 . 36
第 1 1 2 3 4 節 節 節 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	広域避難における市の方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 3 0 km圏内(PAZ)における避難方法 3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路 避難先市町村までの避難経路 広域避難を円滑に進めるための取組 地区別の一時集合場所及び避難中継所 安定ヨウ素剤の配布及び服用	. 15 . 16 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34 . 34 . 35 . 36 . 37
第 1 1 2 3 4 節 節 節 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	広域避難計画の策定方針 広域避難計画の策定方針 防護措置の早期実施及び段階的避難 要配慮者等対応 広域避難に係る体制整備 地区別避難先 広域避難の基本的ルール 5 km圏内(PAZ)及び3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 3 0 km圏内(PAZ)における避難方法 3 0 km圏内(UPZ)における避難方法 避難状況の確認 避難経路 避難先市町村までの避難経路 広域避難を円滑に進めるための取組 地区別の一時集合場所及び避難中継所 安定ヨウ素剤の配布及び服用 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布	. 15 . 16 . 17 . 18 . 20 . 21 . 27 . 33 . 34 . 35 . 36 . 37

第9節	避難所の開設	段と運営等
1.	避難中継所及	び避難所の開設と運営等40
2.		る健康維持41
3.	避難物資の確	
4. 5.		する場合の対応
第 10 節	5 避難先現地	本部及び行政機能の移転43
1.		部43
2.	行政機能の移	転
第 11 節	う 複合災害へ	の対応 44
1.	人命最優先の	対応44
2.		対応44
3.	指定避難先が	被災した場合の避難所の確保44
第4章 忖	情報の収集、	提供及び伝達
第1節	国県市等	等の主な役割
יות ו נול		F 少工 -6 区的 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	情報の収集 .	47
1.		報の収集47
2.	通信手段の確	保
第3節	住民等への情	情報提供、情報伝達
1.	迅速・確実・	多様な手段による情報伝達47
2.		~ 1
3.		報班の設置48
4.		する情報連絡
5.	住民問合せ窓	ロの設置48
第4節	住民広報に当	当たって留意する事項49
		における注意喚起49
		時の留意点
3.		イミング
4. 5.		容50 への配慮50
		マノ 自 心心 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5草 名	今後の対応	
第1節	計画の修正及	とび見直し51
第2節	計画の周知・	・住民への啓発51
第3節	直 之事性《周	は制を強化するための訓練の実施51
おら即	床丁刀则火料	グฅリで鬼にするための訓練の夫心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【添付資料	4】 資料 1	地区別避難先・避難経路等一覧
	資料 2	緊急時活動レベル(EAL)一覧
	資料3	一時集合場所運営マニュアル・
	資料 4	安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル
	資料5	避難先現地本部運営マニュアル 88名東鉄区八別内部立 (例)
	資料6	緊急事態区分別広報文(例)
	資料 7	緊急事態区分に応じた指示等一覧
	資料 8	事故情報等連絡先一覧
	資料 9	広域避難情報収集先一覧
	資料 10	避難退域時検査場所候補地一覧
	資料 11	放射線防護施設一覧
	資料 12	原子力災害における日立市民の県外広域避難に関する協定書

総則

第1章総則

第1節 計画の目的

本計画は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所(以下「東海第二発電所」という。)における原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に定める重大事故等に起因する原子力災害¹の発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、日立市地域防災計画原子力災害対策計画編(以下「地域防災計画」という。)に基づき、市域を越える広域的な避難(以下「広域避難」という。)に必要となるルールや体制等を定めるものであり、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置²の実施を確実なものとし、16万人余の全ての住民等が、迅速かつ安全に避難等の防護措置が実施できる体制を構築することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、地域防災計画における原子力災害事前対策の避難計画として位置付け、本計画に定めのない事項については、地域防災計画に拠るものとする。

また、国が定める防災基本計画及び原子力災害対策指針(以下「指針」という。)並びに茨城県 (以下「県」という。)が定める茨城県地域防災計画原子力災害対策計画編(以下「県地域防災計 画」という。)及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画(以下「県計画」という。)と整合性 を図り策定するものとする。

なお、本計画策定後は、国(内閣府)が主体となり、東海第二発電所所在地域の関係自治体及 び関係省庁により構成する地域原子力防災協議会³において、各市町村単独では解決できない課 題への対応を含む「緊急時対応」を取りまとめ、具体的かつ合理的な避難実施体制の構築を図る。

第3節 対象となる原子力施設

日本原子力発電株式会社東海第二発電所(茨城県那珂郡東海村白方1番の1)

※ 発電出力:約110万kW×1基

_

¹ 【原子力災害】原子力緊急事態(放射性物質又は放射線が、異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態)により、 国民の生命、身体又は財産に生ずる被害のこと

² 【防護措置】原子力発電所の事故によって多量の放射性物質が放出、又は、そのおそれがある場合、被ばくや汚染をできるだけしないようにとる行動のこと

³ 【地域原子力防災協議会】原子力発電所が立地する13の地域ごとに内閣府が設置する協議会。内閣府、原子力規制庁を始めとした国のすべての関係省庁と、計画を策定する関係自治体などが参加する。

原子力災害対策の基本的な事項

第2章 原子力災害対策の基本的な事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置

市は、原子力発電所で発生した事故の状況や環境中の放射線量を踏まえ、住民が放射線の被ば くを避けるために必要な対策として、国等からの指示により、指針に規定のある次の防護措置を 実施する。

1. 避難及び一時移転

放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図るため、原子力災害 対策重点区域⁴外の避難先へ移動する防護措置であり、原子力発電所の事故の状況や環境中の放 射線量により、避難又は一時移転のいずれかが指示される。

(1)避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に 実施する。

(2) 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する。

2. 屋内退避

速やかに近くの建物の中に入ることで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、壁の遮へい効果により被ばくの低減を図る防護措置である。一般的に、コンクリート造の建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまでの間に被ばくのリスクを低減しながら待機する場合 や、避難の実施が困難な場合に実施する。

3. 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺に放射性ではないヨウ素を蓄積させることで、事故によって原子力発電所から放出され、体内に取り込まれた放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、内部被ばくの予防又は低減を図る防護措置である。

⁴ 【原子力災害対策重点区域】原子力災害が発生した際に、影響が及ぶ可能性があり、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく必要がある区域のこと

4. 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取(口から 摂取すること)による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する防護措置であ る。

避難退域時検査は、専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質 の汚染程度を把握することであり、放射線の測定結果と簡易除染の必要性を判断する設定値を 比較し、簡易除染の要否を決定する。

簡易除染は、設定値超過の放射性物質が検出された場合に、設定値以下となるよう放射性物質を取り除くことである。

5. 飲食物の摂取制限

空間放射線量が一定以上の数値を示す地域において、野外で生育された食品(例:家庭菜園で作った野菜や、該当地域の牧草を食べた牛の乳など)の放射性物質の濃度測定を行い、設定値を超過する濃度が確認された際に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 (PAZとUPZ)

指針においては、「原子力災害が発生した際に、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で 効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響が及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが 必要である。」とし、この区域を「原子力災害対策重点区域」と定めている。

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ、原子力施設からの距離に応じて「PAZ(予防的防護措置を準備する区域: Precautionary Action Zone)」と「UPZ(緊急防護措置を準備する区域: Urgent Protective Action Planning Zone)」を設定することとされており、それぞれに原子力災害に対する防護措置の実施方法が定められている。

なお、原子力施設で事故が発生した場合、区域の全域において即座に避難等の防護措置の指示が行われるのではなく、事故の規模や放射性物質の拡散状況を踏まえ、一定の地区単位で防護措置等の指示が行われる。

1. 原子力災害対策重点区域 (PAZとUPZ) の防護措置について

(1) PAZ

急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、原子力発電所における通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が環境中へ放出される前の段階から、予防的に避難等の防護措置を準備又は実施する区域。

(2) UPZ

確率的影響6のリスクを低減するため、以下の各段階において防護措置を実施する区域。

ア 放射性物質放出前

原子力発電所の事故の規模、事故の進展状況やPAZ住民の避難状況等に応じて、屋内 退避や放射性物質放出前の避難等の防護措置を検討、実施する。

イ 放射性物質放出後

屋内退避を継続するとともに、環境中の放射線量を測定し、設定値を超過する放射線量が測定された地区は、飲食物摂取制限や避難等を実施する。

⁵ 【確定的影響】一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度(症状)も大きい。

⁶ 【確率的影響】一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響 (ガンや白血病など) が現れる確率が高まる現象。ただし、受ける量が多くなっても症状が大きくなるわけではないとされている。

2. 東海第二発電所における原子力災害対策重点区域

発電用原子炉施設である東海第二発電所の原子力災害対策重点区域は、指針に基づき、地域防災計画において、発電所からおおむね半径 30 km圏内に含まれる日立市内全域とし、東海第二発電所からおおむね半径 5 km圏内を PAZ^7 、おおむね半径 5 km から 30 km 圏内を UPZ^8 としている。

(表 2-1、図 2-1 参照)

表 2-1 東海第二発電所の原子力災害対策重点区域の範囲

区域	地区(学区)	人口
5 km圏内 (PAZ)	坂下、久慈、大みか (3地区)	約 23, 500 人
30 km圏内 (UPZ)	水木、大沼、金沢、河原子、塙山、大久保、諏訪、油縄子、 成沢、会瀬、助川、中小路、仲町、宮田、中里、滑川、 田尻、日高、豊浦、十王(20地区)	約 144, 500 人

図 2-1 東海第二発電所の原子力災害対策重点区域
3 0 km圏内 (UPZ)
東海第二発電所

大みか学区
坂下地区
久慈学区

 $^{^7}$ 【PAZ】本計画では、住民に分かり易い表現をするため、「東海第二発電所からおおむね半径 5 km圏内」を「5 km圏内」と表記する場合がある。

 $^{^8}$ 【UPZ】本計画では、住民に分かり易い表現をするため、「東海第二発電所からおおむね半径 5 kmから 30 km圏内」を「30 km圏内」と表記する場合がある。

第3節 防護措置の実施基準

原子力施設で事故が発生した際は、住民の無用な被ばくを避けるよう、初期対応段階から原子力発電所の状況や放射性物質の拡散(原子力災害の発生)状況などを正確に把握するとともに、 その状況に応じて適切に避難等の防護措置を準備又は実施しなければならない。

そのため、指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方自治体の それぞれが果たすべき役割を明らかにしている。

あわせて、原子力施設がどの緊急事態区分に該当する状況であるかを判断するための基準として、原子力施設における事故の状況等を具体的に列挙した「緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)」を設定している。

また、放射性物質の放出後において、適切な防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の 実施を判断する基準を「運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)」として、観測可能な指標である空間放射線量率や放射性物質の濃度等の基準値を設定している。

これらの基準を基に、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、県や市に対し指示等を行うこととなる。

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

(1)警戒事態

住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において 事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報 収集や施設敷地緊急事態要避難者[®]に対する避難等の防護措置の準備を開始する段階である。

(EALの例)・東海村で震度6弱以上の地震が発生した。

- ・茨城県沿岸に大津波警報が発表された。
- ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に措置ができない。等

(警戒事態における対応例)

- ・PAZ及びUPZに対して、注意喚起のための情報を提供する。
- ・施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備をする。
- ・学校、幼稚園、保育園等(以下「学校等」という。)は、屋内退避及び園児、児 童、生徒等(以下「児童等」という。)の保護者への引渡しを開始する。
- ・事業所及び観光客等の一時滞在者は、早期帰宅を開始する。

¹ 【施設敷地緊急事態要避難者】PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者(高齢者、障害者、傷病者等)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において、住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する段階である。

(EALの例)・原子炉冷却材の漏洩が発生した場合において、直ちに注水ができない。

- ・全ての交流電源が喪失し、かつ、その状態が30分以上継続する。
- ・火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失する。 等

(施設敷地緊急事態における対応例)

- ・施設敷地緊急事態要避難者は、避難を開始する。
- ・PAZの社会福祉施設及び病院は、避難を開始する。

(3)全面緊急事態

原子力発電所において、住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する段階である。

(EALの例)・全ての停止操作により原子炉を停止することができない。

- ・全ての非常用直流電源が喪失し、かつ、その状態が5分以上継続する。
- ・原子炉格納容器内の圧力又は温度が設計上の最高使用圧力又は最高使用温度 に達する。 等

(全面緊急事態における対応例)

- PAZの住民、学校等は、避難を開始する。
- ・UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難等の準備をする。

なお、東海第二発電所における緊急時活動レベル(EAL)は、添付資料2「緊急時活動レベル(EAL)一覧」のとおり。

2. 放射性物質の放出後における防護措置の実施を判断する基準(OIL)

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が環境中に放出された段 階で用いられる判断基準である。

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地 点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モ ニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介 入レベル (OIL: Operational Intervention Level)」に照らして、地区を指定し、避難や一 時移転、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示など必要な防護措置を判断し、指示を行う こととなる。(表 2-2 参照)

	衣 2-2 UILと防護指直について				
区分	基準の種類	設定値	基準の概要	防護措置の概要	
避難等に	OIL1	500 μ Sv/h ※ 10	地表面からの放射線、再浮遊した 放射性物質の吸入、不注意な経口摂 取による被ばく影響を防止するた め、住民等を数時間内に避難や屋内 退避等をさせるための基準	数時間内を目途に防護措置を 実施する区域を特定し、避難(1 日以内)等を実施(移動が困難な 者の一時屋内退避を含む。)	
避難等に関する基準	OIL2	20 μ Sv/h	地表面からの放射線、再浮遊した 放射性物質の吸入、不注意な経口摂 取による被ばく影響を防止するた め、地域生産物の摂取を制限すると ともに、住民等を1週間程度内に一 時移転させるための基準	1日内を目途に防護措置を実施する区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1 週間程度内に一時移転を実施	
飲食物の短	飲食物に係 るスクリー ニング基準	0. 5 μ Sv/h	OIL6による飲食物の摂取制限 を判断する準備として、飲食物中の 放射性核種濃度測定を実施すべき地 域を特定する際の基準	数日内を目途に飲食物中の放 射性核種濃度を測定すべき区域 を特定	
飲食物の摂取制限に関する	OIL6	飲食物に含まれる放射性核種*の値を測定する。 [設定値:別表] ※放射性ヨウ素、	経口摂取による被ばく影響を防止 するため、飲食物の摂取を制限する 際の基準	1週間内を目途に飲食物中の 放射性核種濃度の測定と分析を 行い、設定値を超えるものにつ き摂取制限を迅速に実施	

表 2-2 OIIと防護措置について

「OIL6 別表]

 $40,000 \mathrm{cpm}$

₩11

※放射性ヨウ素、 放射性セシウム等

β線

除染に関

OIL4

る基準

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、魚等
放射性ヨウ素	300 Bq/kg ^{※ 12}	2,000 Bq/kg
放射性セシウム	200 Bq/kg	$500~\mathrm{Bq/kg}$
プルトニウム等	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

不注意な経口摂取、皮膚汚染から

の外部被ばくを防止するため、除染

避難又は一時移転の基準に基

づいて避難等した避難者等に避

難退域時検査を実施して、設定

値を超える際は迅速に簡易除染

等を実施

を講ずるための基準

 $^{^{10}}$ 【Sv(シーベルト)】放射線を受けた時の身体への影響の度合いを表す。なお、 μ (マイクロ)は百万分の一の単位

 $^{^{11}}$ 【cpm (シーピーエム)】測定器で1分間に計測された放射線の数を表す。

 $^{^{12}}$ 【Bq(ベクレル)】放射能の強さを表す単位で、放射性物質から1秒間に放射線が何回出るかを表す。

3. 防護措置を判断するための緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、原子力災害時による環境放射線の状況に関する情報収集、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のために実施するものである。

なお、県は、「茨城県環境放射線常時監視テレメータシステム」により、県内のモニタリングポストにおける空間放射線量率を常時監視しており、市内では、平常時6か所のモニタリングポストにより、緊急時はこれに4か所のモニタリングポストが追加され監視することとなっている。

施設敷地緊急事態の段階で、国及び県は、原子力事業者等と協力し、緊急時モニタリング (モニタリングポストに加え、必要に応じてモニタリングカー又はサーベイメータ等を使用)を行い、その測定結果をオフサイトセンター等と情報共有し、避難等の防護措置の実施を判断する。



図 2-2 市内モニタリングポスト位置図

表 2-3 モニタリングポストの設置位置及び対象地区

	モニタリン	ノグポスト ▲ 緊急時	対象地区 ※重複あり
たかはら	自然塾	(十王町高原 3772 地先)	十王
十 王	局	(十王町友部 202-1)	十王、豊浦
中 里	局	(東河内町 1947-4)	中里
本山トンス	ドル側道	(宮田町 3585)	仲町
鞍 掛 山	霊 園	(滑川町 3163-9)	日高、田尻、滑川
消防	本 部	(神峰町 2-4-1)	宮田、中小路、助川、会瀬
平 和	局	(平和町 2-4-1)	宮田、中小路、助川、会瀬
県営諏訪	я́ А Р	(諏訪町 962-1)	成沢、諏訪、油縄子、大久保
大 沼	局	(東大沼町 2-1-8)	河原子、大沼、塙山、金沢、水木
久 慈	局	(久慈町 6-20-2)	水木

市は、東海第二発電所で事故が発生した段階から、国、県、日本原子力発電株式会社と情報の 共有により、事故の進展や原子力災害の状況を把握し、住民が緊急事態区分に応じた適切な情報 収集、避難準備、屋内退避や避難等の防護措置が実施できるよう、市が利用できるあらゆる手段 により情報提供及び要請、指示を行う。

表 2-4 緊急事態区分に応じた住民への情報提供及び防護措置に関する指示等の内容

	急事態区分に応した住民への情報提供及♡ │	
緊急事態区分	5㎞圏内(PAZ)	30㎞圏内(UPZ)
事故の発生		意 喚 起 童等の保護者引渡し、屋内退避開始 一時滞在者の早期帰宅開始
		童等の保護者引渡し、屋内退避の継続
事故の拡大	○住民の避難準備	○住民の屋内退避準備
施設敷地緊急事態	○施設敷地緊急事態要避難者の避難開始(一時集合場所、放射線防護施設の開設、安定ヨウ素剤の緊急配布)○社会福祉施設・病院の避難開始	
重大事故 に進展 (原子力災害	○ <u>住民の避難開始</u> (安定ヨウ素剤の緊急配布)	○住民の屋内退避開始、避難準備
全面緊急 事態	○ <u>児童等の学校単位の避難開始</u> (安定ョウ素剤の緊急配布)	○学校等における児童等の保護者 引渡し中止、屋内退避継続
放射性物質		【500 µ Sv/h を超えた地区】 ○住民の避難開始(1日以内) (一時集合場所の開設、安定ョウ素剤の緊急配布) 【20 µ Sv/h を超えた地区】 ○住民の一時移転開始(1週間以内)
の放出		(一時集合場所の開設、安定ヨウ素剤の緊急配布)○住民の飲食物摂取制限(基準を超過した飲食物)
		○住民の避難退域時検査の実施 (避難経路上)

- ・アンダーラインは、避難、一時移転、屋内退避に関する指示等事項。
- ・緊急事態区分に応じた詳細な指示等は、添付資料7「緊急事態区分に応じた指示等一覧」を 参照。

市の情報提供及び指示に基づき、PAZとUPZそれぞれの住民が実施すべき行動の流れは次のとおりとする。

1. 5 km 圏内 (PAZ) の住民等の行動の流れ

(1)警戒事態

- ア 市は、全住民に対して、原子力発電所の事故の状況と注意喚起情報を発信し、市が発信 する情報を入手した住民は、継続して発出される情報に注意する。
- イ 市は、施設敷地緊急事態要避難者に対して、避難準備を行うよう広報を行う。

特に、避難行動要支援者¹³に対しては、各学区地区のコミュニティの協力により、事故情報の伝達及び避難準備の要請を行う。伝達等を受けた避難行動要支援者は、個別避難計画¹⁴等に基づく避難支援等実施者¹⁵や市の支援により、移動手段の確保等の避難準備を行う。

- ウ PAZの学校等は、屋内退避を実施するとともに、学校等において保護者への児童等の 引渡しを開始する。
- エ PAZの通勤者、観光客等一時滞在者(以下「一時滞在者」という。)には、早期の帰宅 を促す。

(2) 施設敷地緊急事態

- ア 市は、PAZに居住する住民に対して避難準備を要請するとともに、施設敷地緊急事態 要避難者に対して避難指示を行う。
- イ 住民は、避難準備を行うとともに、外出はできる限り控えるなど、避難指示が出された 際に速やかに対応が可能となるように備える。
- ウ 施設敷地緊急事態要避難者は、避難に伴い健康リスクを高めることがないよう、搬送手 段や避難先市町村(避難先施設)の受入体制等の準備が整い次第、地区ごと(施設ごと) に定められた避難先に避難を実施する。

なお、直ちに避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者や自家用車 又はバスによる避難が難しい方については、安全に避難ができる準備が整うまで放射線防 護施設¹⁶にて屋内退避を実施する。

エ 学校等については、保護者への児童等の引渡しを継続する。

¹³ 【避難行動要支援者】高齢者、障害者、妊婦及び乳幼児等の要配慮者のうち、災害の発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者

¹⁴ 【個別避難計画】高齢者や障害者等で自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための 計画

¹⁵ 【避難支援等実施者】個別避難計画に係る避難行動要支援者に対して、避難支援等を実施する者

^{16 【}放射線防護施設】安全な屋内退避の実施のため、建物内への放射性物質の侵入を抑制する陽圧化装置の設置や建物の気密性向上等の防護対策を講じた施設

(3)全面緊急事態

- ア市は、PAZの住民に対して避難指示及び安定ヨウ素剤服用の指示を行う。
- イ 住民は、避難準備が整い次第、自宅又は参集した一時集合場所¹⁷から、地区ごとに定められた避難先に避難を実施する。
- ウ 学校等については、保護者への児童等の引渡しを中止し、引渡し未了の児童等及び教職 員について、学校等が所在する地区に指定された避難先に学校単位で避難を実施する。
- エ 帰宅等が困難な一時滞在者は、徒歩等により一時集合場所に集まり、住民と共に避難を 実施する。

2. 30㎞ 圏内(UPZ)の住民等の行動の流れ

(1)警戒事態

- ア 市は、全住民に対して原子力発電所の事故の状況と注意喚起情報を発信する。
- イ UPZの住民は、継続して発出される情報に注意する。
- ウ 学校等においては、屋内退避を実施するとともに、学校等において保護者への児童等の 引渡しを行う。
- エ UPZの通勤者及び一時滞在者については、早期の帰宅を促す。

(2) 施設敷地緊急事態

- ア市は、UPZの住民に対して屋内退避の準備を行うよう広報する。
- イ 住民は、原子力発電所の事故の状況と注意喚起情報を入手した後は、継続して発出され る情報に注意する。
- ウ 学校等においては、保護者に対し児童等の引渡しを継続する。

(3)全面緊急事態

ア 放射性物質放出前

- (ア) 市は、UPZの住民に対して屋内退避及び避難準備の指示又は要請を行う。
- (イ) 住民は、避難準備を行うとともに、屋内退避を実施し、避難指示が行われた際に速やかに対応が可能となるよう備える。
- (f) 学校等においては、保護者への児童等の引渡しを中止する。

イ 放射性物質放出後(運用上の介入レベル(OIL)による防護措置実施)

- (ア) 市は、避難又は一時移転、屋内退避の継続、飲食物摂取制限、安定ョウ素剤の服用など、空間放射線量率を踏まえて地区ごとに決定される防護措置について、随時に指示又は要請、及び情報提供を実施する。
- (イ) 住民等は、地区ごとに発出された指示等に従い、避難等の防護措置を実施する。

^{17 【}一時集合場所】自家用車による避難が困難な住民が、バスによって集団避難を行うために参集する場所であり、 各々に市の職員等を配置し、避難者の受付や、待機・乗車誘導、安定ヨウ素剤の緊急配布などを行う場所である。

住民等の広域避難

第3章 住民等の広域避難

第1節 広域避難における市の方針

原子力災害とは、放射性物質又は放射線が、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは 異なる水準で原子力発電所の外に放出されることによって生じる災害であり、放射線は目に見え ず、その影響を五感では感じることができないことなど、自然災害とは異なる特殊性を有するこ とを踏まえ、住民の無用な被ばくを防止するため、指針等に基づく防護措置が必要となる。

以上を踏まえ、本計画の策定及び防護措置の実施に係る方針は以下のとおりとする。

1. 広域避難計画の策定方針

(1)全住民の広域避難実施を想定

東海第二発電所の事故の状態や気象条件などにより、原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等に不確実性があることを踏まえ、最終的に市内全域の住民が広域避難を行うことを 想定する。

(2) 地区単位の避難先の設定

地域コミュニティの維持を図るとともに、円滑な避難の実施及び避難先での地域コミュニティの維持を目的に、地区単位で避難先を設定する。

なお、避難先の設定については、地区の人口と避難先市町村の受入可能人数、避難元から の距離等を考慮して設定する。

(3) 広域避難のルールの設定

「どこの地区が」、「どこに集合し(バスによる集団避難の一時集合場所)」、「どの道路を通って(避難経路)」、「どこに避難するか(避難先市町村と目的地)」を地区単位で定める。

(4) 様々な防護措置を考慮

広域避難は最終的な防護措置と考え、住民の安全を確保しつつ、住民の無用な被ばくを防止する観点から、屋内退避や飲食物の摂取制限など様々な防護措置を実施する。

(5) 諸条件に応じた確実な避難方法の確立

本計画に定める避難の方法は、平日の昼間、穏やかな気象条件を想定した設定であるが、 避難開始の時間、気象状況、他の災害の発生状況等、様々な条件に応じた確実な避難方法を 確立する。

2. 防護措置の早期実施及び段階的避難

(1) 防護措置の早期実施

避難等の防護措置が必要となった際に早期に実施できるよう、住民の避難準備に必要な時間を確保するため、東海第二発電所の事故の状況を踏まえ、放射性物質の放出までに時間的な余裕がある段階から避難準備情報などを早期かつ適切に発出する。

(2) 段階的避難

円滑な避難の実現のため、PAZ内の住民を先行させる。その後、UPZ内の住民は、空間放射線量率に基づく、国等の指示により地区ごとに段階的に行う。

3. 要配慮者18等対応

要配慮者への対応として、妊婦等及び個別避難計画等に基づく避難行動要支援者に対する避難の際の支援を行うとともに、避難先においては避難先市町村の協力の下、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(1) 妊婦、乳幼児等の優先避難

特に放射線の影響を受けやすいと言われている乳幼児や妊婦の避難等の防護措置を早期かつ優先的に実施する。

また、在校時の児童等については、保護者に安全に引渡すことを目的とし、警戒事態の早期から対応を行うこととする。

さらに、PAZ内の妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難をする必要のある者については、警戒事態の段階で避難準備を行うとともに、健康状態等に配慮した搬送並びに受入れ体制を整備した上で、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施する。

(2) 高齢者、障害者、傷病者等の優先避難

高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者のうち、PAZ内の避難行動要支援者(社会福祉施設入所者・病院入院患者を含む)等、避難準備に時間を要する方が十分な避難準備を行えるよう、警戒事態の早期から避難準備情報を発信する。

なお、PAZ内の避難行動要支援者への対応として、警戒事態の段階から避難支援等実施者と市が連携し、健康状態等に配慮した搬送並びに受入れ体制を整備した上で、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施する。

¹⁸ 【要配慮者】高齢者、障害者、傷病者、妊婦、授乳婦、乳幼児など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を 受けやすい者。

4. 広域避難に係る体制整備

(1) 広域避難に係る本部体制

市は、東海第二発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合に備え、全住民が円滑に避難を実施するため、国、県、避難先市町村及び原子力防災関係機関と緊密な連携がとれる体制を構築する。

また、市は、警戒事態の段階において、災害警戒体制本部を設置する。さらに、施設敷地 緊急事態においては、災害対策本部に移行し、全面緊急事態に向けた体制をとる。

(2) 円滑な避難に向けた避難誘導・交通規制体制

市は、PAZの住民が避難開始となる全面緊急事態において、県、茨城県警察本部及び道路管理者等に対し、避難誘導及び交通規制の実施を依頼する。

(3) 諸条件に応じた迅速な対応体制

夜間や休日の災害発生においても、避難の実施に不可欠な拠点となる一時集合場所の開設 及び安定ヨウ素剤の緊急配布等について、迅速な対応を可能とするため、市職員の連絡・動 員体制をあらかじめ整備する。

(4) 避難先市町村における受入体制

避難初期段階において、避難中継所等における避難者受入業務は、避難先市町村が主体となり実施することから、市及び避難先市町村は、早期から緊密に連携を行う。

避難者の受入れに際し、避難先市町村においては、「原子力災害が発生した場合における茨城県日立市民の避難受入対応マニュアル¹⁹」に沿った体制を整え、円滑な受入れに努める。

^{19 【}原子力災害が発生した場合における茨城県日立市民の避難受入対応マニュアル】市は、本マニュアルを避難先市町村に提示し、避難先市町村は、その実情に応じた避難受入対応マニュアルを作成する。

第2節 地区別避難先

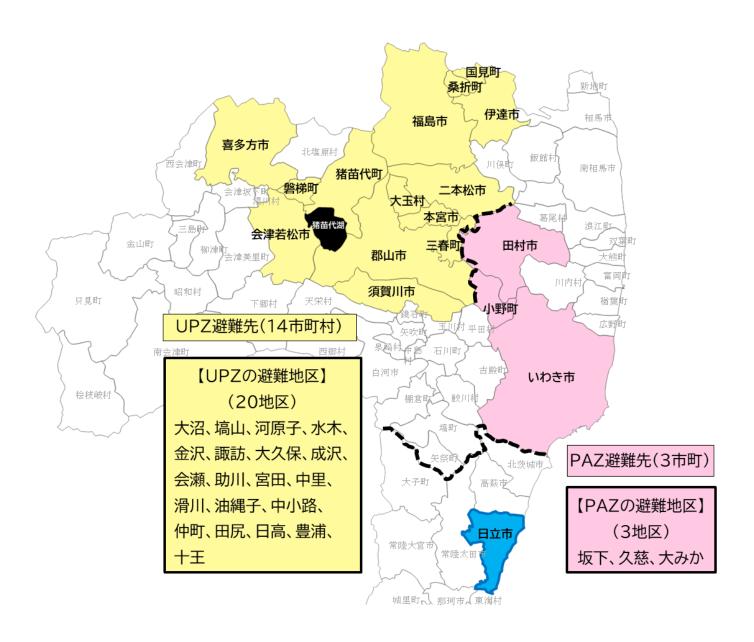
地区別の避難先市町村については、県計画により指定された福島県内 17 市町村について、地区の人口と避難先市町村の受入れ可能人数、避難元からの距離等を考慮して、下記のとおり定める。

表 3-1 地区別避難先市町村一覧

区域	地区	避難先市町村	
5 km 圏内 (PAZ)	坂下	いわき市	
	久慈	いわき市 (小野町)	
	大みか	田村市	
	大沼	須賀川市	
	塙山	本宮市	
	河原子	三春町 (郡山市)	
	水木		
	金沢		
	諏訪	郡山市	
	大久保	(大玉村)	
	成沢		
	会瀬		
30km圏内	助川	二本松市	
(UPZ)	宮田	喜多方市	
	中里	(磐梯町)	
	滑川	会津若松市	
	油縄子	(猪苗代町)	
	中小路		
	仲町	福島市	
	田尻	(桑折町)	
	日高	(本)[m]/	
	豊浦		
	十王	伊達市 (国見町)	

・避難先市町村欄において、() 内で示す市町村は、上段の市町村で 避難所が定員となった場合の避難先

参考 図 3-1 日立市及び避難先市町村等位置図



広域避難については、自家用車による避難を原則とし、渋滞を軽減させるため乗り合わせを原 則とする。

自家用車による避難者は、「避難経路²⁰」を通って避難先市町村の「避難中継所²¹」へ移動した後、避難中継所において、避難所の指定を受け移動する。

一方で、自家用車による避難が困難な住民は、「一時集合場所」から県が手配するバスの乗り合わせにより避難する。

バスによる避難者は、地区ごとに指定している「一時集合場所」に集まり、一時集合場所から バスにより「避難中継所」に移動し、避難所の指定を受け移動する。

なお、学校等における学校単位の避難は、学校等から直接避難中継所に移動する。

避難の際には、国からの指示により、安定ョウ素剤を服用するほか、放射性物質放出後に避難する場合においては、各避難経路の途中で「避難退域時検査」を受け、設定値を超過する放射性物質の付着が認められた場合は、「簡易除染」を行う。

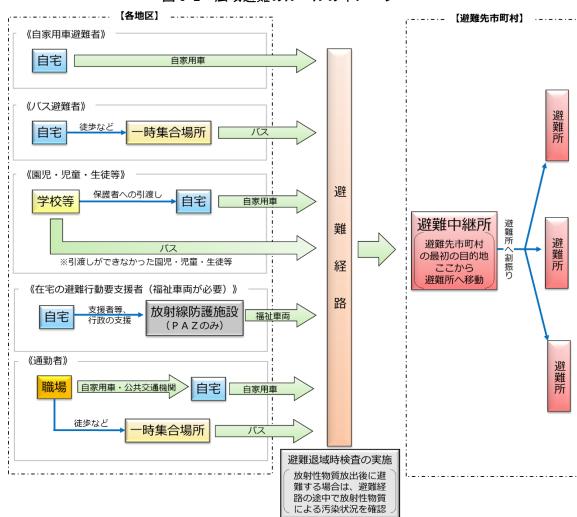


図 3-2 広域避難のルールのイメージ

_

²⁰ 【避難経路】避難車両による渋滞や混乱の緩和を目的とし、警察等が適切な避難誘導・交通規制を行うことを可能とするため、各地区から避難先までの避難経路を設定する。

[『]温難中継所』避難先市町村における避難者の最初の目的地となる施設。ここで市町村内に点在する避難所の指定を受け移動する。避難先に不慣れな住民にとっても比較的わかりやすい大規模な施設を「避難中継所」として設定する。

第4節 5km圏内(PAZ)及び30km圏内(UPZ)における避難方法

PAZ及びUPZにおける避難方法は、開始のタイミングにおいて、放射性物質放出の前後である違いはあるが、流れは同一である。原則として、自宅外にいる方は、警戒事態の段階で自宅へ戻り、避難指示があれば地区ごとに指定された避難中継所へ移動し、避難所の指定を受ける。UPZにおいては、放射性物質放出後の避難となることから、避難経路の途中で避難退域時検

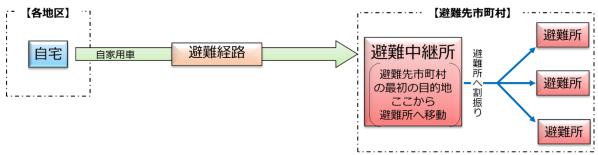
1. 5㎞圏内(PAZ)における避難方法

放射性物質放出前において、国が予防的な避難の開始を判断し、市に指示を行い、市は、住民にそれを伝達する。

(1) 一般市民、学校等の広域避難

査を受けることとなる。

ア 自家用車による広域避難(自ら避難が可能な方)



(7) 避難方法

a 全面緊急事態となり、市からの避難指示が行われた後、自家用車による避難が可能 な方は、地区ごとに定められた避難経路等を通って、避難先市町村の避難中継所に向 かう。

なお、冬季の降雪等により避難先の道路状況の悪化が見込まれる場合は、必要に応じて、バスによる避難を選択する。

- b 避難に当たっては、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせる。
- c 安定ヨウ素剤服用の指示に応じて安定ヨウ素剤を服用する。安定ヨウ素剤の事前配 布を受けていない又は紛失した者は、一時集合場所等において緊急配布を受ける。

(イ) 避難中継所から避難所への移動

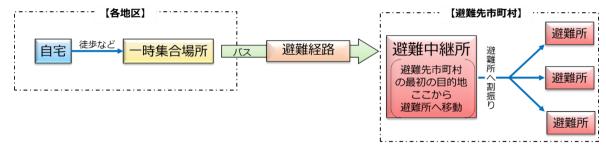
避難中継所到着後、家族等の代表者が施設内の受付で、避難所の指定を受け、移動する。

一つの避難先市町村に複数の地区が広域避難を行う場合(いわき市)、地域コミュニティの維持及び円滑な避難所運営のため、あらかじめ市町村内の避難所を位置的に近いグループで地区別に割振るなどの対応を行い、避難所における地区の混在を避ける。

(ウ) 市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項

自家用車により、親戚・知人宅等、市が定めた避難先以外に避難する場合においても、 避難のタイミングは市の避難指示によるものとする。

イ バスによる集団での広域避難(自家用車での避難が難しい方)



(7) 避難方法

- a 「自家用車を所有していない」、「長距離の運転が難しい」など、自家用車による避難が難しい方のうち、バスによる集団避難が可能な方は、全面緊急事態となり市からの避難指示が行われた後、地区ごとに定められた一時集合場所に徒歩等によって参集し、家族等の代表者が受付を行う。
- b 県が手配したバスの乗り合わせにより、避難経路を通って避難先市町村の避難中継 所へ向かう。
- c 移動中の連絡手段確保のため、バス1台につき1名のバス連絡員を選定する。
- d 安定ョウ素剤の服用指示に応じて、安定ョウ素剤を服用する。安定ョウ素剤の事前 配布を受けていない、又は紛失した方は、一時集合場所において安定ョウ素剤を受取 り、服用する。

(イ) 一時集合場所の開設及び運営

- a 一時集合場所は、開設に当たっての手順や必要な物品、運営要員の業務内容等を整理した「一時集合場所運営マニュアル」に基づき開設、運営を行う。
- b 一時集合場所の運営要員は、市職員とし、受付や避難者数の把握、バスの割振り、 乗車の誘導、安定ヨウ素剤の緊急配布などを行う。
- c なお、受付を開設する体育館等が、地震等の被害により使用できない時には、施設 管理者等と連携し、敷地・建物内で一定の参集面積を確保できる場所を代替地とする。
- d また、近辺の道路状況や危険箇所の確認を行い、危険箇所等がある場合は、災害対策本部に報告を行う。

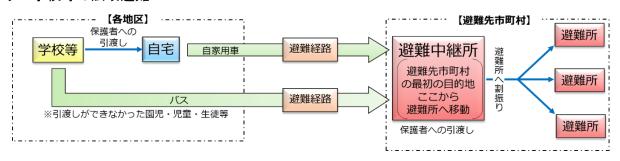
(ウ) 避難手段

- a 集団での避難に使用するバスについては、県が国及び関係機関の協力を得て確保する。
- b 市は、県の「バス等配車オペレーションシステム」を利用して、一時集合場所や学校など必要な場所への手配を依頼する。なお、避難に必要な地区毎のバスの台数(想定)は、資料1を参照する。
- c なお、安全かつ速やかな避難の実施のため、鉄道の利用等を含めたあらゆる避難手 段の利用を国及び県と検討する。

(エ) 避難中継所から避難所への移動

避難中継所到着後、バス連絡員が施設内の受付で、避難所の指定を受け、移動する。

ウ 学校等の広域避難



(7) 避難方法

学校等においては、児童等を保護者に安全に引渡すことを目的とし、各学校等において定めた「原子力災害時対応マニュアル²²」に従い対応する。

なお、学校等においては、マニュアルに基づく対応について、あらかじめ保護者等に 説明しておくものとする。

学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

a 警戒事態~施設敷地緊急事態

PAZの学校等については、警戒事態となり、市等から情報伝達があった時点で授業を中断し、屋内退避を実施するとともに、児童等の保護者への引渡しを開始し、施設敷地緊急事態まで継続する。

学校は、市等から伝達される事故に関する情報等を確認しながら、可能な限り保護者への引渡しの完了を目指す。

b **全面緊急事態**

全面緊急事態の段階で、児童等の保護者への引渡しを中止するとともに、引渡し未 了の児童等及び教職員は、学校等に手配されたバスにより、各学校等の所在地区に割 り当てられた避難先市町村へ避難する。バスで避難した児童等は、避難中継所におい て保護者への引渡しを行う。

避難の実施に当たり、学校等は、バス避難の乗車人数となる引渡し未了の児童等及 び教職員の人数について、災害対策本部と緊密な情報共有を図る。

引渡し未了の児童等の保護者に対しては、児童名、避難中継所の名称・所在地、到着予想時刻等の情報を提供し、現地避難中継所における円滑な引渡しにつなげる。

また、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、児童等に安定ヨウ素剤を配布し、服用させる。

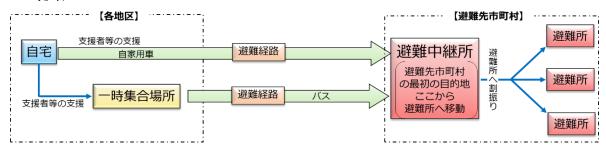
²² 「学校における原子力災害対応の手引(平成 31 年 1 月茨城県教育委員会)」に基づき、各学校等においては原子力災 害対応マニュアルを作成する。

(2) 避難行動要支援者の広域避難

ア 施設敷地緊急事態要避難者の広域避難

(7) 避難方法、手段等

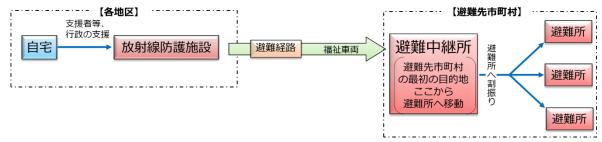
a 避難支援等実施者の支援により自家用車、バス避難が可能な施設敷地緊急事態要避 難者



避難支援等実施者等の支援を受け、自家用車、バス避難が可能な施設敷地緊急事態 要避難者は、前述「(1)一般市民、学校等の広域避難」と同様の方法により、自家用 車又はバスによって避難中継所へ移動する。

なお、避難は、避難支援等実施者と共に施設敷地緊急事態の段階で開始し、バスで の避難が必要な方は、一時集合場所へ移動する。

b 避難に当たり福祉車両等が必要な方等



避難に当たり福祉車両等が必要な施設敷地緊急事態要避難者は、本人から又は避難 支援等実施者等から市に支援要請を行うとともに、最寄りの放射線防護施設へ移動し、 屋内退避を実施する。その後、安全に避難が実施できる福祉車両等の準備が整い次第、 避難を実施する。

放射線防護施設に移動した者の体調には注意を払い、必要に応じて災害対策本部に 支援の要請を行う。

なお、自宅から放射線防護施設への移動は、避難支援等実施者等による支援のほか、 市の依頼により県が手配する福祉車両、市公用車、救急車等を使用する。

放射線防護施設の名称、所在地等は、添付資料11「放射線防護施設一覧」のとおり。

イ 社会福祉施設等入所者の広域避難



(7) 避難方法

地域防災計画に基づき、各社会福祉施設にて定められた避難計画に従い、あらかじめ 定めた社会福祉施設(東海第二発電所から 30km 圏外に設置する施設)等に直接避難を実 施する。

なお、避難に伴う健康リスクを軽減するために、避難先での受入れ準備や搬送手段の 確保などの避難体制が整ってから避難を実施することとし、避難実施までは各施設にお いて屋内退避を継続する。

(イ) 避難手段

福祉車両、バス等の避難手段は、各施設で定めた避難計画に従い、施設が自ら確保する。その車両台数に不足が生じる場合は、施設を所管する機関等の協力を得て確保する。

ウ 病院等医療機関入院患者の広域避難



(ア) 避難方法

地域防災計画に基づき、各病院で定められた避難計画に従い、あらかじめ定めた医療機関(東海第二発電所から 30km 圏外に設置する病院)等へ直接避難を行う。

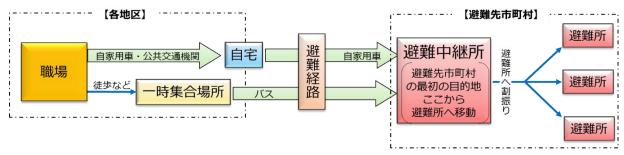
病院入院患者については、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況 も異なることから、スムーズな避難が確保できるよう、病院の機能や病床種別に応じた 避難先病院を確保する。

なお、避難に伴う健康リスクを軽減するために、避難先となる病院での受入れ準備や 搬送手段の確保などの避難体制が整ってから避難を実施することとし、避難実施までは 各病院において屋内退避を継続する。

(イ) 避難手段

福祉車両、バス等の避難手段は、各施設で定めた避難計画に従い、施設が自ら確保する。その車両台数に不足が生じる場合は、施設を所管する機関等の協力を得て確保する。

(3) 通勤者の広域避難



ア 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

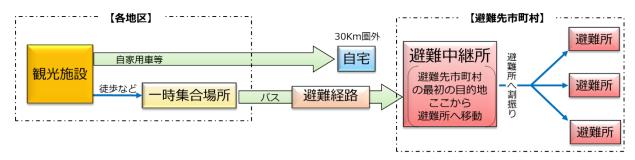
市内に通勤している方に対して、警戒事態の段階以降、大規模事業所、経済関連団体等を通して速やかに連絡を行い、自家用車又は公共交通手段によって早期の帰宅を求める。

イ 避難方法

自家用車又は公共交通手段により、速やかな帰宅等が可能な方は、警戒事態の段階で帰宅等を開始する。

公共交通手段の停止等により帰宅等ができない方や帰宅等に時間を要する方など、全面 緊急事態の段階でも帰宅等が困難な方は、当該地区の一般住民と同様の方法で避難する。

(4) 観光客等一時滞在者の広域避難



ア 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

観光客等の一時滞在者に対して、警戒事態の段階以降、観光施設、大型商業施設、公共施設(図書館、交流センター等)等に速やかに連絡を行い、自家用車又は公共交通手段によって早期の帰宅を求める。

イ 避難方法

自家用車又は公共交通手段により、速やかな帰宅等が可能な一時滞在者は、警戒事態の 段階で帰宅等を開始する。

公共交通手段の停止等により帰宅等ができない方や帰宅等に時間を要する方など、全面 緊急事態の段階でも帰宅等が困難な方は、当該地区の一般住民と同様の方法で避難する。

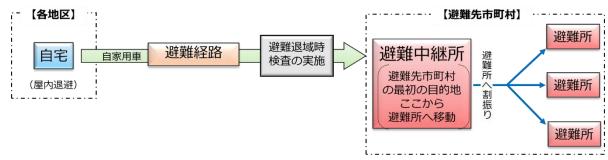
2. 30㎞圏内(UPZ)における避難方法

全面緊急事態となり、放射性物質放出前は、UPZ全域において屋内退避を実施するとともに、避難の準備を行う。

放射性物質放出後は、指針で定める運用上の介入レベル (OIL) に照らし、設定値以上の空間放射線量率が観測された地区に対して、国が避難の開始を判断し、市に指示を行い、市は、住民にそれを伝達する。

(1) 一般市民、学校等の広域避難

ア 自家用車による広域避難(自ら避難が可能な方)



(7) 避難方法

a 避難指示が行われた地区において、自家用車による避難が可能な方は、地区ごとに 定められた避難経路を通って、避難先市町村の避難中継所に向かう。

なお、冬季の降雪等により避難先の道路状況の悪化が見込まれる場合は、必要に応じて、バスによる避難を選択する。

- b 避難に当たっては、渋滞の軽減や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせる。
- c 安定ョウ素剤服用の指示に応じて、緊急配布場所となる一時集合場所等で安定ョウ素剤を受取り、服用する。
- d 避難は、放射性物質放出後となるため、県が設置する「避難退域時検査場所」において放射性物質の付着状況の検査を受ける。
- e 車両は、車内への外気侵入防止 (窓を開けず内気循環とする) など、放射性物質を 可能な限り取り込まない対応を行いながら避難する。

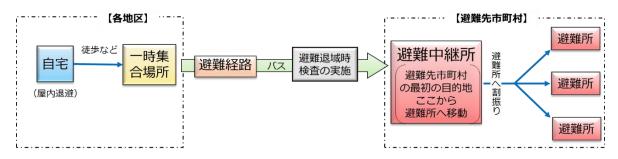
(イ) 避難中継所から避難所への移動

避難中継所到着後、家族等の代表者が施設内の受付で、避難所の指定を受け、移動する。 一つの避難中継所に複数の地区が避難する場合(郡山市等)は、市町村内の避難所を 位置的に近いグループで地区別に割り振るなど、同一の地区が避難先市町村内に広く分 散することがないように避難所を指定する。

(ウ) 市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項

自家用車により、親戚知人宅等、市が定めた避難先以外に避難する場合も、避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、放射性物質放出後の避難においては、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受ける。

イ バスによる集団での広域避難(自家用車での避難が難しい方)



(7) 避難方法

- a 避難指示が行われた地区において、「自家用車を所有していない」、「長距離の運転が 難しい」など、自家用車による避難が難しい方のうち、バスによる集団避難が可能な 方は、全面緊急事態となり市からの避難指示が行われた後、地区ごとに定められた一 時集合場所に徒歩等によって参集し、家族等の代表者が受付を行う。
- b 県が手配したバスの乗り合わせにより、避難経路を通って避難先市町村の避難中継 所へ向かう。
- c 移動中の連絡手段確保のため、バス1台につき1名のバス連絡員を選定する。
- d 避難に当たり、安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、一時集合場所で安定ヨウ素剤を受取り、服用する。
- e 避難は、放射性物質の放出後となるため、避難経路付近に設置された避難退域時検 査場所で放射性物質の付着状況の検査を受ける。
- f あわせて、バス車内への外気侵入防止(窓を開けず内気循環とする)など、放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行う。

(イ) 一時集合場所の開設及び運営

- a 一時集合場所は、開設に当たっての手順や必要な物品、運営要員の業務内容等を整理した「一時集合場所運営マニュアル」に基づき開設、運営を行う。
- b 一時集合場所の運営要員は市職員とし、受付や避難者数の把握、バスの割振り、乗車の誘導、安定ヨウ素剤の緊急配布などを行う。
- c なお、受付を開設する体育館等が、地震等の被害により使用できないときには、施 設管理者等と連携し、敷地・建物内で一定の参集面積を確保できる場所を代替地とする。

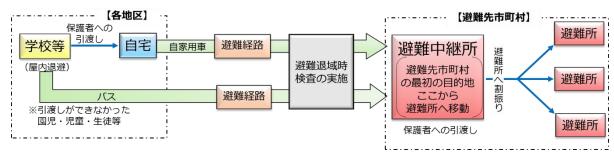
(ウ) 避難手段

- a 集団での避難に使用するバスについては、県が国及び関係機関の協力を得て確保する。
- b 市は、県の「バス等配車オペレーションシステム」を利用して、一時集合場所や学校など必要な場所への手配を依頼する。なお、避難に必要な地区毎のバスの台数(想定)は、資料1を参照。

(エ) 避難中継所から避難所への移動

避難中継所到着後、バス連絡員が施設内の受付で、避難所の指定を受け、移動する。

ウ 学校等の広域避難



(7) 避難方法

学校等においては、児童等を保護者に安全に引渡すことを目的とし、各学校等において定めた「原子力災害時対応マニュアル」に従い対応する。

なお、学校等においては、マニュアルに基づく対応について、あらかじめ保護者等に 説明しておくものとする。

学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

a 警戒事態~施設敷地緊急事態

UPZの学校等については、PAZと同様に、警戒事態となった時点から授業等を中断し、屋内退避を実施するとともに、児童等の保護者への引渡しを開始し、施設敷地緊急事態まで継続する。

学校は、市等から伝達される事故に関する情報等を確認しながら、可能な限り保護者への引渡しの完了を目指す。

b 全面緊急事態

全面緊急事態に移行しても、放射性物質放出前は、屋内退避を継続する。

児童等の保護者への引渡しについては、UPZにおける避難が放射性物質放出後、 地区を指定されての避難となることから、引渡しの中断については、東海第二発電所 における事故の状況や気象状況の情報を収集し、総合的に判断する。

c 原子力災害の発生(放射性物質の放出)

学校等の所在地区に対する避難指示があった場合は、引渡し未了の児童等及び教職員は、学校等に手配されたバスにより、各学校等の所在地区に割り当てられた避難先市町村へ避難する。バスで避難した児童等は、避難中継所において保護者への引渡しを行う。

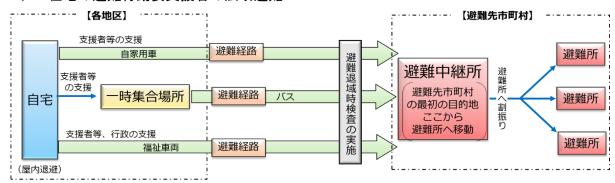
避難の実施に当たり、学校等は、バス避難の乗車人数となる引渡し未了の児童等及 び教職員の人数について、災害対策本部と緊密な情報共有を図る。

引渡し未了の児童等の保護者に対しては、児童名、避難中継所の名称・所在地、到着予想時刻等の情報を提供し、現地避難中継所における円滑な引渡しにつなげる。

また、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、児童等に安定ヨウ素剤を配布し、服用させる。 避難途中では、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受ける。

(2) 避難行動要支援者の広域避難

ア 在宅の避難行動要支援者の広域避難



(7) 避難方法、避難手段等

在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援等実施者等の支援を受け、自家用車又はバスでの避難可能な方は、前述「(1)一般市民、学校等の広域避難」と同様の方法により、自家用車又はバスによって避難する。

移動に福祉車両が必要な方は、本人から又は避難支援等実施者等から市に支援要請を 行い、自宅で福祉車両の到着を待ち、当該福祉車両により避難する。

避難は、放射性物質放出後となるため、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況 の検査を受ける。

イ 社会福祉施設等入所者の広域避難



(7) 避難方法

地域防災計画に基づき、各社会福祉施設にて定められた避難計画に従い、あらかじめ 定めた社会福祉施設(東海第二発電所から 30km 圏外に設置する施設)等に直接避難を実 施する。

なお、避難に伴う健康リスクを軽減するために、避難先での受入れ準備や搬送手段の 確保などの避難体制が整ってから避難を実施することとし、避難実施までは各施設にお いて屋内退避を継続する。

避難は、放射性物質放出後となるため、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況 の検査を受ける。

(イ) 避難手段

福祉車両、バス等の避難手段は、各施設で定めた避難計画に従い、施設が自ら確保する。その車両台数に不足が生じる場合は、施設を所管する機関等の協力を得て確保する。

ウ 病院等医療機関入院患者の広域避難



(7) 避難方法

地域防災計画に基づき、各病院において定められた避難計画に従い、あらかじめ定めた医療機関(東海第二発電所から30km圏外に設置する施設)等へ直接避難を行う。

病院入院患者については、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況 も異なることから、スムーズな避難が確保できるよう、病院の機能や病床種別に応じた 避難先病院を確保する。

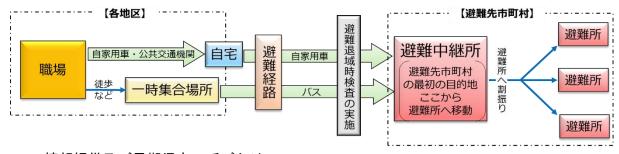
なお、避難に伴う健康リスクを軽減するために、避難先となる病院での受入れ準備や 搬送手段の確保などの避難体制が整ってから避難を実施することとし、避難実施までは 各施設において屋内退避を継続する。

避難は、放射性物質放出後となるため、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況 の検査を受ける。

(イ) 避難手段

福祉車両、バス等の避難手段は、各施設で定めた避難計画に従い、施設が自ら確保する。その車両台数に不足が生じる場合は、施設を所管する機関等の協力を得て確保する。

(3) 通勤者の広域避難



ア 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

市内に通勤している方に対して、警戒事態の段階以降、大規模事業所、経済関連団体等を通して速やかに連絡を行い、自家用車又は公共交通手段によって早期の帰宅を求める。

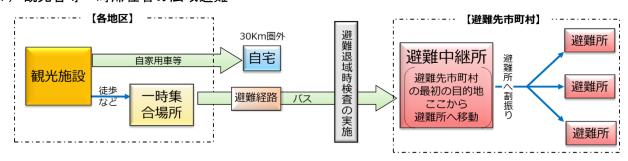
イの避難方法

自家用車又は公共交通手段により、速やかな帰宅等が可能な方は、警戒事態の段階で帰宅等を開始する。

公共交通手段の停止等により帰宅等ができない方や帰宅等に時間を要する方など、全面 緊急事態の段階でも帰宅等が困難な方は、職場等の建物内で屋内退避を実施する。 その後、避難の指示があった場合には、当該地区の一般住民と同様の方法で避難を実施する。

避難は、放射性物質放出後となるため、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の 検査を受ける。

(4) 観光客等一時滞在者の広域避難



ア 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

観光客等の一時滞在者に対して、警戒事態の段階以降、観光施設、大型商業施設、公共施設(図書館、交流センター等)等に速やかに連絡を行い、自家用車又は公共交通手段によって早期の帰宅を求める。

イ 避難方法

自家用車又は公共交通手段により、速やかな帰宅等が可能な一時滞在者は、警戒事態の 段階で帰宅等を開始する。

公共交通手段の停止等により帰宅等ができない方や、帰宅等に時間を要する方など、全 面緊急事態の段階でも帰宅等が困難な方は、施設の建物内で屋内退避を実施する。

その後、避難の指示があった場合には、当該地区の一般住民と同様の方法で避難を実施する。

避難は、放射性物質放出後となるため、避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の 検査を受ける。

3. 避難状況の確認

(1) 避難の確認

市は、全面緊急事態となり、避難指示等を行った場合は、警察、消防、消防団等と連携し、 避難対象地区内の未避難者に対して広報車による情報伝達を行うことに加え、各種の情報伝 達手段により避難指示を繰り返し周知する。

特に、自力避難が難しい避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態の段階以降、個別避難計画等に基づき、避難支援等実施者と連携し、避難状況の確認を行う。

(2) 指定避難所以外に避難した者の把握

市は、親戚・知人宅等の市が定めた避難所以外に避難した住民の所在把握を確実に行うため、指定避難所以外に避難した住民は、災害対策本部に連絡するよう広報の際に併せて周知する。

(3) 避難拒否者の対応

市は、避難を拒否する住民の情報を得た場合、当該者の連絡先及び所在場所を把握し、繰り返し避難を呼びかけるとともに、重要な連絡等の伝達を行う。

1. 避難先市町村までの避難経路

広域避難の最初の目的地となる避難中継所までの主な避難経路は、県計画に基づき、高速道路や国道などの主な幹線道路とする。

なお、避難に伴う渋滞発生の緩和、被災による道路損壊等に備えるため、複数の避難経路を 定める。

各地区の代替経路は、添付資料1「地区別避難先・避難経路等一覧」のとおり。

表 3-2 主な避難経路等

区域	地区名	主な避難経路	避難先市町村	
5 P	坂下	国道 6 号又は国道 293 号→常磐道(日立南太田 IC)→常磐道(いわき中央 IC)	いわき市	
MM A Z)	久 慈	国道 6 号→常磐道(日立南太田 IC)→常磐道(いわき中央 IC)	いわき市	
内乙	大みか	国道 6 号→常磐道(日立南太田 IC 又は日立中央 IC)→磐越道(船引三春 IC)	田村市	
	大 沼	国道 245 号→常磐道(日立北 IC)→磐越道(小野 IC)	須賀川市	
	塙 山	国道 6 号→常磐道 (日立中央 IC) →磐越道→東北道 (本宮 IC)	本宮市	
	河原子	国道 245 号→常磐道(日立北 IC)→磐越道(船引三春 IC)	三春町	
	水木	国道 6 号又は国道 245 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道→東北道(郡山南 IC)		
	金 沢	国道 6 号→常磐道 (日立中央 IC) →磐越道→東北道 (郡山南 IC)		
	諏 訪	国道 6 号→常磐道 (日立中央 IC) →磐越道→東北道 (郡山南 IC)	#7.11. 1	
	大久保	国道 6 号→常磐道 (日立中央 IC) →磐越道→東北道 (郡山南 IC)	郡山市	
	成 沢	国道 6 号又は国道 245 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道→東北道(郡山南 IC)		
	会 瀬	国道 245 号→→常磐道(日立北 IC)→磐越道→東北道(郡山南 IC)		
3 0 km	助川	県道 36 号又は国道 6 号又は国道 245 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道→東北 道(二本松 IC)		
圏内(宮 田	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道 →会津縦貫北道路(喜多方 IC)	吉夕十士	
U P Z	中里	県道 36 号→国道 349 号→国道 118 号→あぶくま高原道路(玉川 IC)→東北道→磐越道→会津縦 貫北道路(喜多方 IC)	喜多方市	
	滑川	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(日立北 IC)→磐越道(会津若松 IC)	人.海.#.tvl 十	
	油縄子	国道 6 号又は国道 245 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道(会津若松 IC)	会津若松市	
	中小路	国道 6 号又は国道 245 号→常磐道(日立中央 IC 又は日立北 IC)→磐越道→東北道(福島西 IC)		
	仲 町	国道 6 号又は県道 36 号→常磐道(日立中央 IC)→磐越道→東北道(福島西 IC)		
	田尻	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(日立北 IC)→磐越道→東北道(福島西 IC)	福島市	
	日高	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(日立北 IC)→磐越道→東北道(福島西 IC)		
	豊浦	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(日立北 IC 又は高萩 IC)→磐越道→東北道(福島西 IC)		
	十王	国道 6 号又は県道 10 号→常磐道(高萩 IC)→磐越道→東北道→東北中央道(伊達桑折 IC)		
	(黒坂・高原) (県道 60 号→国道 349 号→国道 118 号→あぶくま高原道路(玉川 IC)→東北道→東北中央道 (伊達桑折 IC)		伊達市	

2. 広域避難を円滑に進めるための取組

(1)複数の避難経路の設定

避難車両の集中による渋滞の軽減及び他の災害による道路損壊等に備え、各地区につき複数の避難経路を定める。

なお、複数の避難経路については、添付資料1「地区別避難先・避難経路等一覧」のとおり。

(2) 避難誘導及び交通規制

避難車両以外の車両の通行を制限し、無用な渋滞の発生を抑制するため、避難指示の発令に合わせ、県、茨城県警察本部及び道路管理者等の協力により、市内の主な避難経路における避難誘導及び交通規制の実施を依頼する。

(3) 広報による避難車両優先の協力依頼

市内における避難経路の交通量を抑制し、避難車両の円滑な移動に資するため、避難経路 となる主要な幹線道路及び避難対象区域内への不要不急の通行を控えていただくように、避 難指示の発令後、広報を行う。

(4) 被災した道路情報等の提供

他の災害に伴う被災により通行不能となった道路等の情報について、国、県等と情報共 有を行い、住民に対して迅速かつ正確な提供を行う。

(5) 指定した避難経路以外の経路による避難

被災や渋滞などの理由により、指定した避難経路による避難が難しい場合や避難に時間を要する場合は、避難先方面に向かう通行可能かつ効率的な道路を使用し、指定された避難中継所を目指すものとする。

ただし、放射性物質放出後の避難に際しては、避難退域時検査場所を経由して、必ず検査を受けなければならないことを住民に対し広報、周知する。

第6節 地区別の一時集合場所及び避難中継所

大みか

大みか小学校

自家用車による避難が可能な方は、地区ごとに定められた避難経路を通って、避難先市町村の 最初の目的地(施設)となる「避難中継所」に向かい、避難中継所において、避難所の指定を受 け移動する。

自家用車での避難が困難な方は、地区ごとに定められた「一時集合場所」に集合し、バスで避難先市町村の避難中継所に移動後、避難所の指定を受け移動する。

なお、地区別の一時集合場所及び避難中継所等一覧(表 3-3、表 3-4)を示す。

 地区
 一時集合場所
 避難先市町村
 避難中継所

 坂下
 坂本小学校 久慈川日立南交流センター
 いわき市 いわき市 (小野町)
 中央台公民館

表 3-3 5 km圏内 (PAΖ) 地区別の一時集合場所及び避難中継所一覧

表 3-4	30㎞圏内	(IID7)	地区別の-	_ 性隹仝提品及	なび避難中継所-	_ 髻
オ 又 ひ ^一 4		(UPZ)	시민 스 개 () _	一时未口场別の	くしか 2011 まま サーボル アリー	一 見

田村市総合体育館

田村市

地区	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所	
大沼	大沼小学校	須賀川市	円谷幸吉メモリアルアリーナ	
塙山	塙山小学校	本宮市	本宮市総合体育館	
河原子	河原子小学校	三春町 (郡山市)	三春町民体育館 (郡山市カルチャーパーク)	
水木	水木小学校			
金沢	金沢小学校			
諏訪	諏訪小学校	郡山市	郡山市カルチャーパーク	
大久保	大久保小学校	(大玉村)	(大玉村農村環境改善センター)	
成沢	成沢小学校			
会瀬	会瀬小学校			
助川	助川小学校	二本松市	福島県男女共生センター	
宮田	宮田小学校	喜多方市	押切川公園体育館	
中里	中里小中学校	(磐梯町)	(磐梯町民体育館)	
滑川	滑川小学校	会津若松市	会津学鳳高校	
油縄子	多賀中学校	(猪苗代町)	(道の駅猪苗代)	
中小路	中小路小学校			
仲町	仲町小学校			
田尻	田尻小学校	福島市 (桑折町)	あづま総合運動公園 (桑折町民体育館)	
日高	日高小学校	(₩₩I ₩I)	(本沙門以件月期)	
豊浦	豊浦小学校			
十王	櫛形小学校 山部小学校	伊達市 (国見町)	伊達市ふるさと会館 (道の駅国見あつかしの郷)	

[・]避難先市町村欄及び避難中継所欄において、() 内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員と なった場合の避難先

安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減することができる。

安定ョウ素剤の住民への配布及び服用については、指針、原子力規制庁策定の「安定ョウ素剤の配布・服用に当たって」、県策定の「茨城県安定ョウ素剤配布対応マニュアル」及び市策定の「日立市安定ョウ素剤緊急配布マニュアル」に基づき、以下のとおり実施する。

安定ヨウ素剤の備蓄場所については、表3-5参照。

1. 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布

(1) 5km圏内(PAZ)

国等から安定ョウ素剤服用の指示があった場合の速やかな服用のため、PAZの住民には 平常時から、安定ョウ素剤の指定薬局における随時配布及び事前配布会における日付指定配 布を行うとともに、学校単位の避難に備え、PAZ内に所在する学校等に備蓄(表 3-5 参照) を行う。

未受領者や紛失した住民に対しては、地区内に開設する一時集合場所等において緊急配布 を行う。

PAZにおける緊急配布の開始は、基本的には、避難行動要支援者の避難が開始となる施 設敷地緊急事態となった時点とする。

配布の際は、住民に対し服用指示がなければ絶対に服用しないよう徹底することが必要である。

また、一時集合場所が避難車両等で混雑する場合には、避難経路付近において追加の緊急 配布場所の開設を検討する。

(2) 30km圏内(UPZ)

UPZでは、全面緊急事態に進展後、国による配布地区の指定及び服用の指示により、当該地区における一時集合場所等で緊急配布を行う。

2. 安定ヨウ素剤の服用

(1) 5km圏内(PAZ)

PAZの一般住民は、全面緊急事態に至った場合において、避難を実施する際に、国若しくは県又は市の指示の下、事前に配布を受けている安定ョウ素剤又は一時集合場所等において緊急配布を受けた安定ョウ素剤を速やかに服用する(規定量については、表 3-6 参照)。

副作用のおそれがある等により安定ョウ素剤を服用することが不適切な者については、安 定ョウ素剤を服用せず、施設敷地緊急事態において避難を実施する。

(2) 30㎞圏内(UPZ)

UPZの住民は、避難等の防護措置を行う際に、国若しくは県又は市の指示の下、一時集合場所等において緊急配布を受けた安定ョウ素剤を服用する(規定量については、表 3-6 参照)。

表 3-5 市内の安定ヨウ素剤備蓄場所

① 緊急時に一時集合場所で配布するための備蓄

日立市役所	日立市保健センター
-------	-----------

② PAZ内の学校等で引渡しができなかった児童等及び教職員が、学校単位の避難の際に服用するための備蓄

みずき保育園	くじ保育園	南高野保育園	もみや保育園
三つ葉幼稚園	回春荘病院保育園	大みか小学校	久慈小学校
坂本小学校	東小沢小学校	久慈川三育小学校	久慈中学校
坂本中学校	日立商業高等学校	茨城キリスト教学園	翔洋学園高等学校

表 3-6 安定ヨウ素剤服用に対する規定量

対 象 者	ョウ素量 (mg)	ョウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16. 3	ゼリー剤 (16.3 mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32. 5	ゼリー剤 (32.5 mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 (50 mg) 1丸
13 歳以上	76	100	丸剤 (50 mg) 2丸

東海第二発電所から放射性物質が放出された後に避難の指示が出された場合、国の検査等実施の指示を受け、県が設置する避難退域時検査場所において、住民等の放射性物質の付着状況を確認する避難退域時検査を実施し、設定値を超えた場合は、簡易除染を実施する(検査場所候補地は、図 3-3 参照)。

1. 避難退域時検査

検査は、先に車両を対象として実施し、設定値(ベータ線 40,000cpm)を超過した場合は、 簡易除染を実施する。

車両の測定値が設定値を超過した場合は、乗員、携行物品の順で検査を進め、それぞれ設定値を超過した場合は、簡易除染を実施する。

2. 簡易除染

車両の簡易除染は、原則として濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取る。

また、乗員の簡易除染は、脱衣を行い、脱衣後も設定値を超える箇所について、ウエットティッシュ等を用いて拭き取る。



図 3-3 避難退域時検査場所候補地(抜粋)位置図

・数字は、候補地の番号。添付資料 10「避難退域時検査場所候補地一覧」を参照。

1. 避難中継所及び避難所の開設と運営等

東海第二発電所において事故が発生し、原子力災害への進展が想定される場合、早期から避 難先市町村との密な連絡を開始し、避難者の円滑な受入れに必要な調整を行う。

(1) 避難先市町村との連絡・調整

東海第二発電所において事故が発生した場合、市は、事故及び災害の状況、広域避難の実施に関する情報を避難先市町村に連絡する。

緊急事態区分が警戒事態へ移行した場合、事故の更なる進展による本市からの避難者の発生を想定し、その受入れに関して、避難先市町村との密な連絡、調整を開始し、避難者の現地到着までに受入体制を整えるよう要請を行う。避難先市町村における適切な体制構築のため、事故の状況、住民の避難準備の進捗、想定される避難の規模等について、逐次情報連絡を行う。

さらに、住民に対しての避難指示発令後は、避難開始の状況や避難中継所への予想到着時刻、本市職員の派遣状況等、避難者の受入れに必要な情報を、引き続き連絡する。

避難先市町村においては、避難者受入れ準備の状況等について、「原子力災害が発生した場合における茨城県日立市民の避難受入対応マニュアル」に基づき、本市に対して情報連絡を行う。

(2) 避難中継所の開設及び運営要員

避難開始当初において、市は、住民の送り出しに全力を挙げることになるため、避難中継 所及び避難所の開設や初期の避難者の受入業務については、避難先市町村が行う。

その後、市は、できるだけ早期に職員を避難中継所要員として派遣し、避難先市町村から 避難中継所及び避難所の運営業務について移管を完了させるものとする。

(3) 避難所の指定及び避難中継所から避難所への移動

避難中継所では、到着した住民を世帯又は避難バス単位で受付し、開設済み避難所から収容人数の残数に応じて避難所を指定し、移動を案内する。

避難所の指定に当たり、同一の避難先市町村に複数の地区を受入れる避難中継所においては、地域コミュニティの維持に留意した指定を行う。

避難所への移動手段は、避難中継所までの手段と同様とする。

(4) 避難所における避難者個票の作成

避難所では、避難者が世帯単位で避難者個票を記入する。

(5) 避難者名簿の作成

避難所運営要員は、避難者個票で得られる避難者の情報を避難者名簿にまとめ(データベース化)、所管の避難中継所に集約するとともに、避難中継所は、その情報を避難中継所内に設置する避難先現地本部(本章第 10 節第 1 項参照)及び避難先市町村災害対策本部と共有する。

(6) 退所者の行先の把握

避難を行った住民の所在地を把握するため、避難所を退所する者に対して、移動先に関する情報を聞き取り、避難者個票及び避難者名簿を更新するとともに、所管の避難中継所に報告する。

(7) 避難所の運営及び運営要員

避難所の運営については、生活に必要な情報の提供、食事の手配、体調維持、安全の確保 等に留意し、避難先現地本部を相談窓口とする等、効率的な対応に努める。

また、避難所運営の要員については、十分な数の職員派遣が難しいと予想されることから、 避難者自身による早期の自主運営体制を確立するほか、本市及び現地の社会福祉協議会等の 連携によるボランティアの協力を得るものとする。

避難所運営要員に不足が生じる場合は、国、県等に要請し、要員を確保する。

(8) 避難所の感染症対策

感染症流行下において原子力災害が発生した場合、「日立市避難所における新型コロナウイルスへの対応指針」等に基づき、感染拡大防止及び予防対策を十分徹底した上で、避難所運営に当たる。

2. 避難所における健康維持

市は、避難所生活における高齢者等要配慮者の健康維持のため、県と連携し、保健師等による避難所の巡回を実施するとともに、必要に応じて、保健、医療、福祉関係者の派遣を国、県、関係機関等に要請するものとする。

また、避難所における設備面等で配慮が必要な要配慮者については、避難先市町村と連携・協力して福祉避難所を開設し、案内する。

3. 避難物資の確保

(1)避難物資の確保等

避難者の生活維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資(以下「避難物資」という。)の確保、管理及び調整については、次のとおりとする。

- ア 市が設置する避難先現地本部は、国、県及び避難先市町村と連携し、各避難所における 避難物資の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないよう調整を行うものとする。
- イ 市は、避難者に提供すべき避難物資を県と協力し、確保する。避難物資が不足する場合 には、国及び避難先市町村等に要請するものとする。
- ウ 市は、必要に応じて、国、県等に対し、地域外から輸送される避難物資を集積・保管・ 分配する拠点として、物資集積拠点の設置を要請するものとする。

(2) 要配慮者に必要な物資の確保

県及び市は、要配慮者に必要な物資(ベッド、医薬品等)について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や県、避難先市町村等に協力を要請することなどにより、迅速に確保するものとする。

4. 避難が長期化する場合の対応

避難先市町村における避難者の受入れの期間は、「原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定書」の取決めにより、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況等を踏まえ、受入期間の延長が必要になったときは、県及び避難先市町村と協議を行うものとする。

また、避難の更なる長期化が予想される場合は、県及び国と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動することの検討を行う。

あわせて、県及び国と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及 び斡旋により、避難所の早期解消に努めるものとする。

5. 相談窓口の設置

市は、避難住民の生活支援等のための相談窓口を、避難先現地本部に設置するものとする。

1. 避難先現地本部

避難の開始後、市は、避難者の支援及び情報集約の拠点として、各避難先市町村の避難中継 所内に、避難先現地本部を設置する。

(1) 避難先現地本部の設置

市は、緊急事態区分が施設敷地緊急事態に移行し、災害対策本部が設置された場合、避難 対象となる避難先市町村の避難中継所に連絡要員としての職員を直ちに派遣し、避難先現地 本部を設置する。

避難先現地本部の要員は、避難中継所要員と連携し、必要な業務に従事する。その後、避 難中継所に市職員が派遣され、移管を受けた後は、一体的に業務を行う。

(2) 避難先現地本部の役割

避難先現地本部の主な役割は、以下のとおりとする。

- ア 災害対策本部から得られる避難状況に関する情報の避難中継所への伝達
- イ 各避難所で作成し避難中継所に集約される避難者名簿の収集及び災害対策本部との 共有
- ウ 避難者からの相談対応
- エ 災害対策本部及び他の避難先現地本部との情報共有、支援協力
- オ 所管する各避難所における避難物資の需要状況の把握及び手配、避難所間での過不足の調整

2. 行政機能の移転

市は、本庁舎が避難対象区域となった場合のほか、複合災害により本庁舎自体が被災するなど、行政機能の維持が困難となった場合においても、災害対策本部の機能を維持するとともに、住民に対する行政サービスを継続できるよう、あらかじめ、二段階の状況を想定し、行政機能を移転する施設を選定しておくものとする。

施設名	住所	移転する状況
十王支所及び茨城県県北生涯学習	日立市十王町	本庁舎を含む地区が避難の対象となり、
センター (想定)	友部 2581	十王地区が避難対象外の場合
避難先市町村(福島県内 17 市町		 日立市全域が避難の対象となった場合
村)内にある施設を想定	_	ロガ川主域が歴無の対象となった場合

表 3-8 行政機能の移転先候補地

第11節 複合災害への対応

東海第二発電所における原子力災害に加え、同時に他の災害が発生する「複合災害」を想定し、 実施しなければならない事項や優先しなければならない事項について、下記のとおり基本的な方 針を定める。

1. 人命最優先の対応

原子力災害に関する情報に注意しながらも、瞬時に市民の命を奪うこともある地震や津波、また、避難途中における事故のリスクが高まる暴風雨の襲来等、複合災害が発生した場合は、それぞれの対応を優先することとし、無理に広域避難を実施せず、市民一人一人が適切に身を守ることができるよう人命を最優先とした対応を行う。

(1) 地震・津波

激しい余震や津波の第2波、3波の可能性があり、避難途中にそれらに被災する可能性が 高いと想定される地域には、地震による倒壊や津波の被害を受けない建物内で、安全が確認 されるまで屋内退避を行う。

また、屋内退避指示が出ている場合において、自宅等が損壊するなど屋内退避ができなくなった場合においては、一時集合場所や安全な建物内で屋内退避を継続する。

(2)暴風雨

激しい風雨により行動が著しく制限される場合は、原子力発電所における事故の状況及び 進展の予測を考慮し、風雨が弱まり、安全が確保されるまで自宅等で屋内退避を継続し、そ の後、避難を開始する。

2. 孤立集落への対応

大きな地震や集中豪雨等の複合災害により、大規模な道路の損壊、道路への土砂崩れ等が発生し、孤立状態に陥り、避難が難しい集落等が発生した場合には、国、県と協議し避難経路の応急復旧及び避難手段の確保等を検討する。

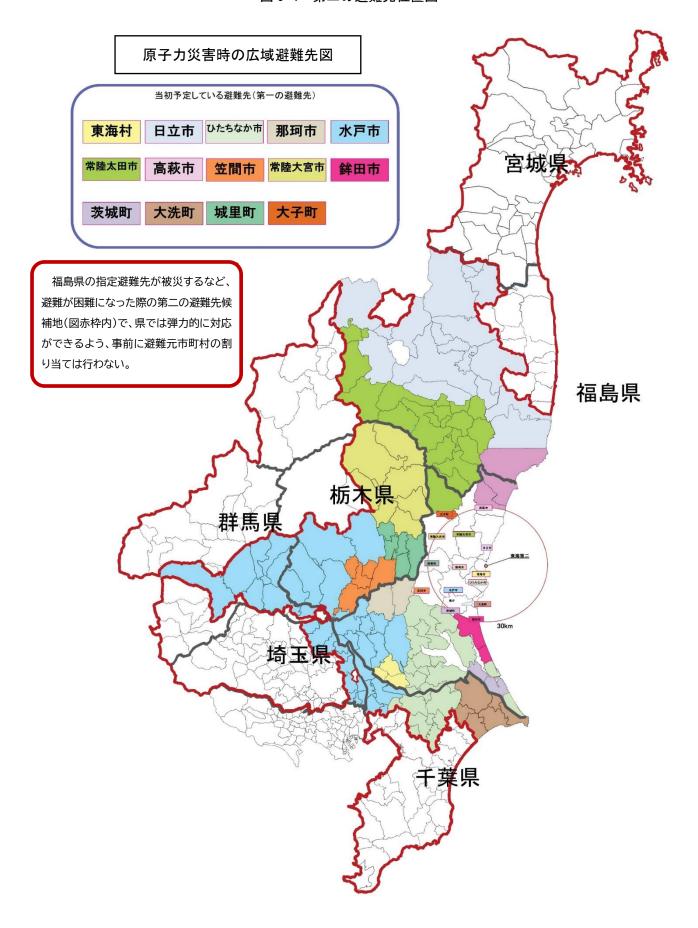
3. 指定避難先が被災した場合の避難所の確保

原子力災害が発生又は発生するおそれがある事態となった場合、県と協力し、避難先市町村の被災状況及び避難者の受入れの可否について早急に確認を行うものとする。

確認の結果、避難先地域が被災し、本市住民の避難の受入れが困難となった場合は、県及び 国と連携して第二の避難先を確保するものとする。

なお、第二の避難先については、県において図 3-4 のとおり既に確保されているが、災害の 規模、被災の地域等不確定な要素を考慮し、事前に避難先市町村の割当ては行わず、柔軟に受 入れを要請することとなっている。

図 3-4 第二の避難先位置図



情報の収集、提供及び伝達

第4章 情報の収集、提供及び伝達

第1節 国、県、市等の主な役割

国は、警戒事態及び施設敷地緊急事態において、原子力事業者からの情報を基に各事態の発生 を確認し、県及び市に対して遅滞なく情報提供を行うとともに、各事態に応じた防護措置又はそ の準備を要請する。

事故が進展し、全面緊急事態に至った場合には、国は原子力災害対策本部(本部長:内閣総理 大臣)を設置した後、緊急事態宣言を発し、該当する地区の住民の避難又は屋内退避等を指示す る。

この指示は、国から県及び市に伝達され、それを受けた県及び市は、自らが管理する情報伝達手段を通し、住民に対して速やかに情報の伝達を行う。

第2節 情報の収集

1. 伝達すべき情報の収集

市は、住民の安全に直結する防護措置の適時・適切な開始に資するとともに、事故に対する不安を軽減し、パニック行動の抑制につなげるため、正確な情報の収集に努める。

収集する情報は、事故の状況や国、県から伝えられる情報はもとより、一時集合場所における混雑の程度、避難バスの到着の状況、避難経路上の渋滞状況、避難先市町村の気象状況等、 円滑で速やかな避難に資する情報についても収集を行う。

2. 通信手段の確保

市は、原子力災害時の情報収集手段の確保に万全を期すため、国、県、原子力事業者その他 防災関係機関との間において、専用通信回線、災害時優先電話、衛星電話、TV会議システム 等、複数の通信手段を確保する。

第3節 住民等への情報提供、情報伝達

1. 迅速・確実・多様な手段による情報伝達

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や国からの避難指示など、住民に伝達すべき情報を関係機関から収集し、迅速かつ確実に伝達する。

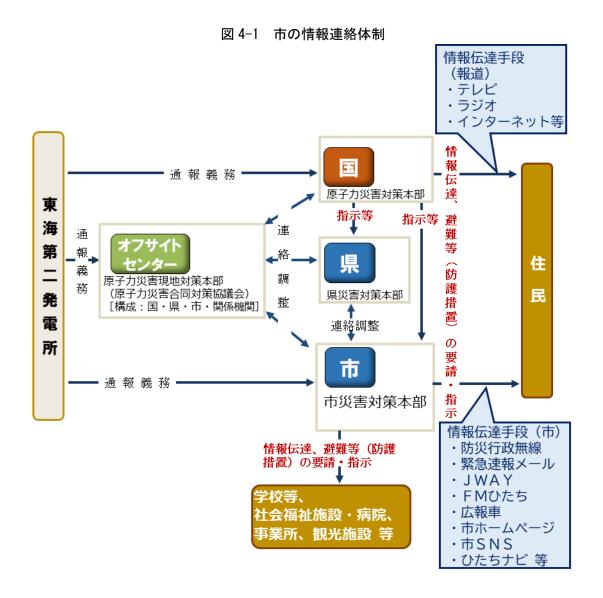
情報の伝達に当たっては、防災行政無線²³や緊急速報メール等のほか、複数の情報伝達手段 を適切に組み合わせ、住民への情報伝達の漏れがないようにする。

2. 定期的で多様な情報提供

市は、情報の空白期間が生じることによる混乱や流言飛語の発生を防止するため、特段の状況変化がなくても、繰り返し定期的に情報提供を行い、住民への正確な情報の浸透を図る。

また、提供する情報は、国からの指示等の内容や事故の状況等の基本的な情報に加え、各種防護措置を実施するに当たっての留意点等、住民の適切な行動につなげる内容とする。

²³ 防災無線の確認ダイヤル(0294-22-6131)で、防災行政無線の放送内容を放送後 24 時間確認できます。



3. 原子力災害広報班の設置

市は、警戒事態の段階から、庁内の情報共有及び住民への情報提供の窓口として、原子力発電所における事故の状況及び国、県、関係機関からの連絡・指示事項、また、本市の各部における対応の進捗状況等、広範囲な情報を収集、集約し、発信を行う原子力災害広報班を設置する。

なお、住民広報のタイミング、住民広報の内容は、第4節を参照する。

4. 関係機関に対する情報連絡

市から情報連絡を行う関係機関(学校等、社会福祉施設等)に対し、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

なお、原子力事故等の情報連絡先の詳細は、添付資料8「事故情報等連絡先一覧」のとおり。

5. 住民問合せ窓口の設置

緊急事態区分が警戒事態に移行した場合、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた 窓口を速やかに設置し、人員の配置等を行う。

第4節 住民広報に当たって留意する事項

1. 事故発生初期における注意喚起

市は、住民に対する注意喚起を早期に達成するため、事故発生初期の広報は、防災行政無線、 緊急速報(エリア)メール、市SNS、広報車など、住民が受動的に受取ることができる情報 伝達手段を重点的に使用し、幅広い地域で繰り返し広報を行う。

2. 住民広報作成時の留意点

住民広報の内容については、放射線が五感に感じないことや、事故の状況を住民が直接知ることができないことを踏まえ、簡潔かつ分かりやすく情報を伝えるよう努めなければならない。 広報文の作成に当たっては、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備して活用する。

なお、緊急事態区分に応じた広報文の文例は、添付資料 6 「緊急事態別広報文 (例)」のとおり。

3. 住民広報のタイミング

住民の不安を抑制し、適切な防護措置の実施に資するため、事故や原子力災害の状況が変化 した場合や災害体制を敷いた際など、住民広報のタイミングをあらかじめ定める。

【住民広報のタイミング (例)】

- ▶ 原子力災害に至る可能性がある事故が発生した場合(軽微なトラブルを除く。)
- ▶ 事故が警戒事態、施設敷地緊急事態(原災法 10 条相当)、全面緊急事態(原災法 15 条相当) に該当すると判断された場合
- ▶ 国、県、市などが特別の体制を敷いた場合(災害対策本部設置等)
- ▶ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- ▶ 避難準備、避難、屋内退避等の指示をする場合
- ▶ 放射性物質が放出された場合
- ▶ モニタリングの状況がまとまった場合

4. 住民広報の内容

住民に広報する情報の内容については、以下枠内を基本として必要事項を広報する。

なお、事故の進展可能性を踏まえ、避難等の防護措置が必要となるまでの推計時間を住民に 伝えることは、住民の不安や混乱を抑制するとともに、住民が避難準備及び避難開始すべき時間を把握し、避難者の集中を防ぐために必要な情報となるため、国等から事故の進展に関する情報を積極的に収集し、広報することとする。

また、事故の進展は不確定要素があることも、同時に住民に伝達しなければならない。

【住民広報する内容 (基本的な項目)】

- ▶ 事故等が発生した原子力発電所名
- ▶ 原子力災害の状況(モニタリング結果を含む。)
- ▶ 現時点における健康影響の有無
- ▶ 国からの要請、指示事項
- ▶ 避難等の行動をとる必要の有無
- ▶ 住民がとるべき具体的な行動
- ▶ 防護措置の対象となる地域
- 一時集合場所、避難退域時検査場所、避難中継所の名称等
- ▶ 行政の対応状況
- 交通規制、渋滞発生の状況
- > 冬季における避難先自治体の気象、道路状況
- 今後の見通し(事故や原子力災害の進展予測等)
- ▶ その他必要な事項(ルールに基づいた落ち着いた行動、複合災害発生時の被害状況等)
- ▶ 次の広報を行う時間 等

5. 外国人市民等への配慮

市は、言語の違いにより情報の伝達に漏れが生じる可能性がある外国人市民等に対して、東海第二発電所における事故の状況、避難準備や避難の指示が正確に伝わるように、国際交流担当課及び各種国際交流団体等の協力を受け、広報文の翻訳や外国語による防災行政無線の放送等、柔軟に対応し、適切に情報提供を行う。

なお、英文翻訳を含めた広報文の文例は、添付資料 6 「緊急事態区分別広報文(例)」のとおり。

第5章

今後の対応

第5章 今後の対応

第1節 計画の修正及び見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方及び実現可能な対策をまとめたものであり、今後、国の関係法令、防災基本計画及び指針並びに県地域防災計画及び県計画の改定を始め、避難先市町村や関係機関等との協議、本市における各種対策の検討及び検証を踏まえ、随時、修正や見直しを行うものとする。

第2節 計画の周知・住民への啓発

市は、避難等の防護措置が必要となる原子力事故の発生時において、多くの市民が冷静かつ合理的な行動を取り、無用なリスクの最小化が図れるよう、住民に対して、あらかじめ広域避難のルール、避難先及び避難経路等、計画に掲載された必要な事項について、充分に周知することが必要である。

そのため、本計画についての説明会や住民を交えた本計画に基づく各種訓練等を実施し、原子 力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

第3節 原子力防災体制を強化するための訓練の実施

市は、避難等の防護措置が市民に理解され、定着が図られるとともに、職員による避難支援が円滑かつ確実に実施可能となるよう、本計画等に基づく訓練を継続的に実施する。

訓練の実施に当たっては、国、県及び関係機関と協力連携して取り組むとともに、関係機関における実施手順等の習得及び習熟も図られるよう取り組む。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有の上、本計画 の修正、見直し等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。